



令和6年7月
農業委員会議事録

飯山市農業委員会



日 時 令和6年7月24日(水) 午後1時30分開会
場 所 飯山市役所 4階 第2、3委員会室

出席及び欠席者 別紙のとおり

議事録署名委員 議席番号 1番 飛澤 正志 委員
議席番号 2番 高橋 政宏 委員

農地議案審議 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号 農用地利用集積計画の決定について
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に
ついて



別紙

出欠	議席 番号	氏名	住所	備考
出席	1	飛澤 正志	飯山市大字飯山 2566 番地 1	
出席	2	高橋 政宏	飯山市大字飯山 3019 番地	
欠席	3	高澤 富士子	飯山市大字飯山 11492 番地 224	
出席	4	小野沢 純夫	飯山市大字下木島 493 番地 3	
出席	5	栗林 俊男	飯山市大字吉 410 番地 1	
出席	6	増山 正一	飯山市大字瑞穂豊 1641 番地 1	
出席	7	小林 喜代春	飯山市大字瑞穂 94 番地	
出席	8	清水 勝	飯山市大字旭 4873 番地	
出席	9	春日 孝利	飯山市大字緑 1358 番地	
出席	10	中原 義行	飯山市大字常盤 3491 番地	
出席	11	沼田 浩子	飯山市大字照里 437 番地	
出席	12	佐藤 弘子	飯山市大字常盤 5632 番地 1	
出席	13	石田 慶子	飯山市大字照里 954 番地 1	
出席	14	足立 久子	飯山市大字常盤 5657 番地 1	
出席	15	小林 嘉之	飯山市大字常郷 2996 番地	
欠席	16	酒井 智恵子	飯山市大字豊田 395 番地	
出席	17	齊藤 正人	飯山市大字一山 187 番地 3	
出席	18	廣瀬 公一	飯山市大字照岡 3591 番地	
出席	19	清水 敏明	飯山市大字旭 734 番地 1	
出席	20	松永 晋一	飯山市大字蓮 2743 番地	



事務局長	皆さんお疲れ様でございます。ただいまから7月の農業委員会総会を始めさせていただきます。会長よりご挨拶をお願いします。
会長	<p>それでは大変お忙しいところご苦労さまでございます。</p> <p>いよいよ任期中最後の農業委員会総会ということでございます。この間3年間という長いような短い時間でありましたが、いろいろとご協力いただき、無事任期を全うできそうでございます。先日の常設審議委員会での内容をお繋ぎしておきます。県の方からの情報提供でございまして、長野県の人口減少の現状と課題というような、課題はなかなか難しいですが、一応雑学的に覚えていただければと思います。県の人口はご存知のように2001年に222万人ということでありました。それからだんだん減ってきて2024年の2月に200万人を切ったということでこれがニュースになりました。このままいくとどうなるかっていうことですが、2050年には160万人以下、来世紀2100年には80万人以下までに減少するという見込みだということでございます。従いまして、2050年までは3割、さらにそこから半分というような予定だということでございます。出席率につきましては、第二次ベビーブーム以降、ほぼ一貫して減り、減少していますが、2023年には1万1125人、ピーク時から約7割減少しました。ということで驚きの数字であります。出生率は1.34ということで、過去最低を更新しているということでございます。それでですね、2000年と2050年に比較したデータでは、生産年齢人口、15歳から64歳が140万人から78万人に減少する。65歳以上の高齢人口が48万人から66万人になって、総人口の4割を超えるということでございます。こういうことで、私達の暮らしや産業に大きな影響が及ぼすということでございます。既に言われている通りですが、労働人口の減少、消費者人口の減少ということで市場が縮小する。生産性が向上しなくて、成長や産業の競争力が低下する。高齢人口が増えて、認知症等の単身高齢者世帯、認知症等の増加、医師や看護師が不足する地域、地域の担い手不足、地域居住密度の二極化、農山漁村の過疎化。インフラや社会サービスの維持困難、上下水道等の行政サービス、そういうのが困難になる。それと社会保障費と財政負担が増大する。というようなことが非常に問題になるわけですが、これを解決しようとする中で、長野県では人口減少対策を進めるための県民会議を発足したということでございます。これは行政産業界地域が、新しい未来を創造していくという強い決意を持ち、それぞれ行動変異を行っていくことが必要ということをおっしゃっていますが、オール信州でこれらの戦略を取り組みたいということでございます。</p> <p>次に農業の担い手でございますが、農業従事者が令和2年までの直近5年間で21%減少し、今後も特に個人経営体の減少が予想される。経営規模にいきますと、5年間で耕地面積は10%減少しました。一方、経営耕地は3ヘクタール以上の形態は横ばいで実施しているが、担っている経営耕地面積が2756ヘクタール増加して集積が進んでいるということでございます。</p>



	<p>それで販売金額ですが、3000万円以上の販売の形態が10年間で1097から1359に増加して、大型化しているというわけです。そして、令和2年ではこの3000万円以上の人たちによる販売金額、推計ですが、54%の1460億円を占めている状況になっている。それと新規就農の関係では、新規就農者が増えておりますが、親元就労は半減していると。直近の5年間では親元就農・新規参入者はともに100人前後の横ばいの状況であるというようなことです。人口の状況をざっと申し上げましたが、こんな状況の中でやはりこのままいけば、日本の食料の確保も危ういというのは目に見えてくるわけですが、それをどういうふうに維持していくかということがまた大きな課題になってくると思います。参考までに申し上げましたがよろしくお願ひします。</p>
議 長	事務局より経過報告をお願いします・
事務局	【事務局より資料に基づき経過報告】
議 長	事務局より欠席委員の報告をお願いします。
事務局	3番 高澤委員 15番 酒井委員です。
議 長	議事録署名委員の指名を行います。 飯山市農業委員会会議規則第8条第1項に規定する議事録署名委員ですが、こちらから指名させていただきます。 それでは、議席番号1番 飛澤委員さん、2番 高橋委員さんをお願いいたします。
議 長	これより、農地議案審議に入ります。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」 事務局より議案の朗読と説明をお願いします。
事務局	今月の農地法第3条の許可申請は6件です。 議案第1号について、受付番号15番から20番は所有権移転に関する件になります。 【 所有権移転 受付番号15番～20番 議案書をもとに朗読と説明 】 ご審議お願いします。
議 長	ありがとうございました。それでは担当地区の委員さんから補足をお願いします。
20番	15番の補足をします。 現在譲受人が借りている田んぼの畦がないということで、1枚の田んぼと



	して耕作されているということであります。適正に管理されてるということで問題ないと思います。
議 長	16番の補足説明をお願いします。
17番	譲渡人の△△さんは現在農業をしていなくて、田んぼは近くの人にやってもらっていたんですけども、譲受人の〇〇さんの田んぼと隣接してまして、〇〇さんがぜひ譲ってほしいということで、今、田んぼを耕作している状態なので問題ないかと思います。
議 長	17番、18番の補足説明をお願いします。
17番	譲渡人の△△さんのところへ連絡しようと思ひまして、近所の人に聞いても連絡が取れなくて、田んぼと畑を見に行っただんですけど今現在耕作されておらず、荒れてる状態です。今度〇〇さんがぜひ耕作したいということなので問題ないと思います。
議 長	19番の補足説明をお願いします。
19番	△△さんにつきましては、先月農業者年金の移譲年金の関係で申請させていただいた案件の一部になります。今回対象になるのが、△△さんのお宅を〇〇さんが購入してその隣接した農地です。現状草刈りはされてはいるんですが、何も作っていないという状況です。腰を痛めたということなんですけど、以前田んぼなり作付けをされていまして、今後また頑張ってやりたいという確認を得ております。
議 長	20番の補足説明をお願いします。
1番	△△さんのお宅にお邪魔してお話を聞いてきました。〇〇さんの家の裏手になるんですが、きれいに整地されていて、△△さんの話では、〇〇さんが自家用の野菜を栽培ために買いたいということで農地を手放すというお話でした。特に問題はないと思います。
議 長	ありがとうございました。 推進委員の皆さんは何か意見ございますか。ご意見ご質問がございましたらお願いします。
11番	20番ですけど、新規就農者〇〇さんが新規就農者ではないという話ですよ。60歳以下が2名というような形ですけども、自家用野菜ではなく新規就農者としてという方でしょうか。



1 番	道の反対側にお父さんが住んでいまして、お父さんが専業農家さんです。機械等々を使って耕作されるということで、〇〇さんの息子さん取得されるんですけども、実際的にはお勤めをされているので△△さんのお話の中では、お父さんがやるんだらうということです。表向きは息さんが取得されて、息さんが新規就農ということです。これって新規就農か規模拡大しかないんですよ。
事務局	そうですね。
1 番	だから新規就農ということで申請したという話です。実際のところは、〇〇さんのお父さんが今までも農業をやってらっしゃるということで、ただ表向き息さんのお名前という感じじゃないのっていうことを△△さんもおっしゃってありました。
1 1 番	わかりました。
議 長	他にご意見ございますか。ないようですので採決に入ります。原案のとおり賛成の方は挙手願います。 (全員挙手)
議 長	全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり決定といたします。 次に議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」事務局より議案の朗読と説明をお願いします。
事務局	農地法第5条の許可申請は2件。 【受付番号 3番～4番 議案書をもとに朗読と説明】
議 長	ありがとうございました。3番の補足説明をお願いします
1 9 番	△△さんにつきましては、今年の6月に農振除外というふうな形で上がった案件であり、今回それを取得という所有権移転というふうな形の申請になります。現況については、田になってますが、草刈り等管理されている状況となっております。ここに書いてある通り息子さんと今現在同居してるんですが、ここを取得して住宅を建築したいというような形で要望されております。
議 長	何かご意見ご質問がありましたらお願いします。 ないようですので採決に入ります。



	<p>議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">（全員賛成）</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。</p>
議 長	<p>次に議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>【 貸借（中間管理） 受付番号 232番～260番 貸借（経営基盤法） 受付番号 261番～264番 議案書をもとに朗読と説明】</p> <p>以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。何かご意見ご質問等がありましたらお願いします。推進委員の皆さんご意見ありますか。よろしいですか。それでは採決いたします。議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">（全員賛成）</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に報告事項に入ります。 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」は、報告事項ですので、お読みいただいて何か質問があればお願いします。よろしいですか。それでは以上をもちまして、農地議案審議を終了いたします。</p>



以上をもって議事の顛末を記載し、議事録に相違ないことを証明するため署名します。

議事録署名人

議 長 _____ 松永 晋一

1 番 _____ 飛澤 正志

2 番 _____ 高橋 政宏